

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の  
改正について（答申）

平成29年 1 月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

○ 答申にあたって

近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関する情報）の利活用を適正に進めていくことが官民を通じた重要な課題となっている中、平成27年9月に個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正が行われた。

北海道では、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第48条において、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「指針」という。）を作成し公表することとされており、個人情報保護条例が公布された平成6年に制定され、個人情報保護法の施行後の平成17年に改正がなされている。

今回の法改正では、法の対象事業者の範囲の拡大、定義の変更ないし追加及び取り扱いの修正などが行われたが、今回の法改正に伴い、指針についても法の趣旨を踏まえた見直しが必要であることから、次のとおり答申する。

平成29年1月16日

北海道情報公開・個人情報保護審査会

会 長 尾 崎 英 雄

## 目次

1	事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について	
(1)	対象事業者の範囲の拡大について	1
(2)	定義の修正、追加及び取り扱いの修正について	2
	・ 個人情報の定義の修正	
	・ 要配慮個人情報の追加	
	・ 個人情報の取得に関する修正	
	・ 個人情報の第三者提供に関する修正	
	・ 利用目的の変更に関する修正	
	・ 保有データ内容の正確性保持に関する修正	
	・ 個人情報データベースに関する定義の修正	
2	事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正案	6
参 考		13

# 1 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正について

## (1) 対象事業者の範囲の拡大について

指針の対象事業者を拡大することは適当である。

### 【説明】

現行の個人情報保護法では取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者を対象外としているが、取り扱う個人情報が5,000人分以下であっても権利利益の侵害はあり得るため、今回の改正において、5,000人分以下の取扱事業者に対しても同法を適用することとした。

現行の指針は、法の適用外である小規模事業者を対象としていることから、今回の法改正において小規模事業者を含む全事業者が法の適用を受けることになると、指針自体を廃止する考えもある。

しかし、個人情報の保護に関する地方公共団体の責務を規定した法第5条、区域内事業者への支援を規定する法第12条の趣旨を踏まえると、指針の対象事業者を拡大し、全事業者に対し、保有する個人情報の適正な取扱いを確保するための指針を公表することは、道の責務、支援として必要であると考えられる。

### 【参 考】

- 個人情報の保護に関する法律（現行、抜粋）  
（定義）

第2条 1～2（略）

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～四（略）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

（※ 五号は改正により削除）

- 個人情報の保護に関する法律施行令（現行、抜粋）  
（個人情報取扱事業者から除外される者）（抄）

第2条 法第2条第3項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

（※ 第2条は改正により削除）

## (2) 定義の修正、追加及び取り扱いの修正について

指針における定義の修正、追加及び取り扱いの修正をすることは適当である。

### 【説明】

前記(1)のとおり指針の対象を全事業者とするため、その内容において、法の改正内容と同様の修正が必要であることから、修正、追加及び取り扱いの修正をすることは適当である。

#### ○個人情報定義の修正

個人情報の定義について、その明確化を図るため文言を修正し、「個人識別符号」の概念を盛り込むこと。(改正法第2条第1項、第2項、現行指針2(1))

#### ○要配慮個人情報の追加

特に取り扱いに配慮を要する個人情報として、新たに要配慮個人情報の規定を追加すること。(改正法第2条第3項、現行指針2)

#### ○個人情報の取得に関する修正

原則として、本人の同意なく要配慮個人情報を取得してはならないとすること。(改正法第17条第2項、現行指針4)

#### ○個人情報の第三者提供に関する修正

##### ・オプトアウト手続への対応

個人情報を第三者に提供することを、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに個人情報保護委員会に届け出た場合は、第三者に情報提供できるようにすること。

(改正法第23条第2項～第5項、現行指針6(2))

##### ・グローバル化への対応(外国の第三者への提供)

外国の第三者に個人情報を提供する場合について、あらかじめ、本人の同意を得なければならないとすること。(改正法第24条、現行指針6)

##### ・第三者提供に係る記録の作成等

個人データを第三者に提供した際は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称等提供に係る記録を作成すること。また、その記録を一定期間保存すること。

(改正法第25条、現行指針6)

##### ・第三者提供を受ける際の確認等

提供する場合と同様、記録、保存を義務づけること。

(改正法第26条、現行指針6)

#### ○利用目的の変更に関する修正

利用目的の変更は合理的範囲に限るとしつつ、判断基準を緩和すること。

(改正法第15条第2項、現行指針3(2))

#### ○保有データ内容の正確性保持に関する修正

個人データを最新の内容とするだけでなく、不要になったときは消去することに努めること。

(改正法第19条、現行指針8(1))

#### ○個人情報データベースに関する定義の修正

利用方法からみて、個人の権利利益を害する恐れが少ないものを除外すること。

(改正法第2条第4項、現行指針2(3))

### 【参 考】

#### ○ 個人情報の保護に関する法律(改正後、抜粋) (定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて

表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
  - 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして 政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
  - 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第5項以下略）

（利用目的の特定）

- 第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（適正な取得）

- 第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
    - 一 法令に基づく場合
    - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
    - 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
    - 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（データ内容の正確性の確保等）

- 第19条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第23条 (第1項略)

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
    - 一 第三者への提供を利用目的とすること。
    - 二 第三者に提供される個人データの項目
    - 三 第三者への提供の方法
    - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
    - 五 本人の求めを受け付ける方法
  - 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
  - 4 個人情報保護委員会は、第2項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。
  - 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
    - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該個人データが提供される場合
    - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴つて個人データが提供される場合
    - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- (第6項略)

(外国にある第三者への提供の制限)

第24条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第25条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあつては、第23条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。



## 2 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の改正案

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

(下線部分が改正部分)

### 1 趣旨

この指針は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律第5条（地方公共団体の責務）や第12条（区域内事業者への支援）の趣旨を踏まえ、道の責務、支援として、事業者の保有する個人情報の適切な取り扱いを確保するために作成したものである。

### 2 定義

(1) この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、電磁的記録（下記ア））により特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号（下記イ）が含まれるものをいう。

ア 「電磁的記録」とは電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式）で作られる記録をいう。

イ 「個人識別符号」とは、次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した次に掲げる文字、番号、記号その他の符号で次に掲げるもの

a DNAを構成する塩基の配列

b 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

c 虹彩の表面の起伏により形成される線上の模様

d 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

e 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

f 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

g 指紋又は掌紋

(イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号で次に掲げるもの

a 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号

b 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証並びに当該被保険者証に係る発行証明書の記号、番号及び保険者番号

c 前記a、bに準ずる文字、番号、記号その他の符号

(2) この指針において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、次に掲げるいずれかに該当する記述等が含まれる個人情報をいう。

ア 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他特殊の疾病で心身の機能の障害があること。

イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査の結果

ウ 健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜査、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

オ 本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(3) この指針において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、

次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの（次のいずれにも該当するものであること。①不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないもの、②不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたもの、③生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているもの）を除く。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(4) この指針において「事業者」とは、次に掲げるア～エを除く、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ア 国

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人

エ 地方独立行政法人

(5) この指針において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) この指針において「保有個人データ」とは、事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

オ 6月以内に消去することとなるもの

(7) この指針において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### 3 個人情報の利用目的

(1) 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、事業者の正当な事業の範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(2) 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

### 4 個人情報の取得

(1) 事業者は、個人情報の取得に当たっては、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう努めるものとする。

(2) 事業者は、個人情報の取得に当たっては、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(3) 事業者は、個人情報の取得に当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。

(4) 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の

同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

オ 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、放送機関等の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関等、宗教団体、政治団体又は外国政府等により公開されている場合

カ 上記ア～オに準ずる次に掲げる場合

(ア) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(イ) 委託に伴って当該個人データが提供される場合又は合併等による事業の継承に伴って個人データが提供される場合等

(5) 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

(6) 事業者は、(5)の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

(7) 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知し、又は公表するものとする。

(8) (5)から(7)までの規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

ア 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

ウ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

エ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

## 5 個人情報の利用

(1) 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

(2) 事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 6 個人データの提供

(1) 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三

者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項目において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、①第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと及び②本人が次に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法をとることにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに個人情報保護委員会に届け出たときは、(1)の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

ア 第三者への提供を利用目的とすること。

イ 第三者に提供される個人データの項目

ウ 第三者への提供の方法

エ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

オ 本人の求めを受け付ける方法

(3) 事業者は、(2)のイ、ウ又はオに掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会の定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに個人情報保護委員会に届け出るものとする。

(4) 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、(1)から(3)までの規定の適用については、第三者に該当しない。

ア 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

イ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

ウ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(5) 事業者は、(4)のウに規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(6) 事業者は、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有していない外国にある第三者に個人データを提供する場合には、(1)に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。ただし、第三者が個人データの取扱いについて、ア、イの基準に適合する体制を整備している者を除く。

ア 事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

イ 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(7) 事業者は、個人データを第三者（国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人以外の者）に提供したときは、次の事項を記録するものとする。ただし、当該個人データの提供が(1)又は(4)の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 当該個人データを提供した年月日
- イ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ウ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- エ 当該個人データの項目

(8) 事業者は、(7)の記録を、当該記録を作成した日から次に掲げる期間保存するものとする。

- ア 物品の提供又は役務の提供に関し契約書が作成された場合で提供に関し本人の同意がある場合 1年
- イ 継続・反復する提供の場合 3年
- ウ ア、イ以外の場合 3年

(9) 事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が(1)又は(4)のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ア 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- イ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

(10) 事業者は、(9)による確認を行ったときは、ア～オにより当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項等の記録を作成するものとする。

- ア 当該個人データの提供を受けた年月日
- イ (9)のア及びイの事項
- ウ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- エ 当該個人データの項目
- オ (2)の届出が個人情報保護委員会において公表されている旨

(11) 事業者は、(10)の記録を、当該記録を作成した日から下記の期間保存するものとする。

- ア 物品の提供又は役務の提供に関し契約書が作成された場合で提供に関し本人の同意がある場合 1年
- イ 継続・反復する提供の場合 3年
- ウ ア、イ以外の場合 3年

## 7 保有個人データに関する事項の公表等

(1) 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- ア 当該事業者の氏名又は名称
- イ すべての保有個人データの利用目的（4の(8)のアからウまでに該当する場合を除く。）
- ウ (2)又は9の(1)から(4)までの規定による求めに応じる手続等に関する事項（9の(12)の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- エ 当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ア (1)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- イ 4の(8)のアからウまでに該当する場合

(3) 事業者は、(2)の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

## 8 個人データの適正管理

(1) 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要が無くなったときは、当該データを消去するよう努めるものとする。

- (2) 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 事業者は、個人データを取り扱う事業を委託する場合は、受託者に対し、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 9 自己に関する保有個人データの開示等

- (1) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付等による方法により、遅滞なく、当該保有個人データの開示を行うものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - ア 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - イ 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ウ 法令に違反することとなる場合
- (2) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- (3) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われているという理由又は不正な手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- (4) 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- (5) 事業者は、(1)の規定に基づき保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、(2)の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき若しくは訂正等を行わない旨の決定をしたとき、(3)の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は(4)の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
- (6) 事業者は、(5)又は7の(3)の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。
- (7) 事業者は、7の(2)の規定による利用目的の通知又は(1)から(4)までの規定による保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者への提供の停止の求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。

この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求めを行うものとする。

ア 開示等の求めの申出先

イ 開示等の求めに際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

ウ 開示等の求めをする者が本人又は(9)に規定する代理人であることの確認の方法

エ (11)の規定による手数料の徴収方法

(8) 事業者は、本人に対し、開示等の請求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

(9) 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

ア 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

イ 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

(10) 事業者は、(7)から(9)までの規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

(11) 事業者は、7の(2)の規定による利用目的の通知又は(1)の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

(12) 事業者は、(11)の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

## 10 苦情相談等の処理

事業者は、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、及び必要な体制整備を行い、本人からの自己に関する個人情報の取扱いに関する苦情相談等があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めるものとする。

## 参 考

### 1 本件諮問事案における北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

年 月 日	処 理 経 過
平成28年10月19日	○ 諮問書の受理（諮問番号535） ○ 第三部会へ付託
平成28年10月24日 （第三部会）	○ 実施機関から本件諮問の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年12月1日 （第三部会）	○ 審議
平成29年1月10日 （第87回審査会）	○ 答申案審議
平成29年1月16日	○ 答申

### 2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成28年7月1日現在（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
安藤 誠悟	弁 護 士	第一部会長
市毛 智子	弁 護 士	
小倉 一志	小樽商科大学商学部企業法学科教授	
尾崎 英雄	弁 護 士	会長
片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授	副会長、第二部会長
上机 美穂	札幌大学法学系准教授	
見野 彰信	弁 護 士	
嶋田 健	元株式会社テレビ北海道専務取締役	
白井 芳明	株式会社HARP 常務取締役プロジェクト推進部長	
高井 昌彰	北海道大学情報基盤センター センター長・教授	第四部会長
中村 敏子	北海学園大学法学部政治学科教授	
丸尾 正美	弁 護 士	第三部会長
米田 雅宏	北海道大学大学院法学研究科教授	